

平成 29 年 3 月 16 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 小寺 明

組合同規約の一部変更について

組合同規約第 4 条「別表 1」に、

「SAKURA Link s(株) 東京都港区」を加える。

この規約は、平成 29 年 3 月 13 日から施行し、平成 29 年 1 月 17 日から適用されます。

以上